

諮問日：令和5年6月26日（令和5年度（情）諮問第18号）

答申日：令和5年12月20日（令和5年度（情）答申第33号）

件名：和歌山地方裁判所における公判準備の書面すべての不開示判断(不特定)に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1（2月9日付け（同月16日受付）「審請書」と題する書面（以下「本件開示申出書」という。）の内容）及び別紙2（3月6日付け（同月13日受付）補正書（以下「本件補正書」という。）の内容）記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が、開示対象となる司法行政文書を特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が令和5年5月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法行政文書不開示通知書は、不正であり、十分に特定できるのに、特定することができなかつたと虚偽をあえて誑した上にて不開示とした。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 和歌山地方裁判所は、本件開示申出書の記載のみでは開示を求める司法行政文書を特定することができなかつたため、苦情申出人に対して令和5年3月1日付け「開示の申出に係る補正について（依頼）」と題する文書（以下「本件補正の求め」という。）で開示を求める文書を特定するよう補正を求めたところ

る、本件補正書が提出されたが、本件補正書の内容によっても、なお開示を求める司法行政文書を特定することができなかった。

- 2 苦情申出人は本件開示申出により開示を求める文書が十分に特定できる旨主張するが、本件補正書には、「特定年月日タイホされ、特定年月日特定事件でキソされ」「裁判所にて、公判への準備の書面全の開示を申出ます。」と記載されているところ、このような記載では開示を求める文書が不明確である上、本件開示申出書及び本件補正書において具体例として挙げられた文書も傍聴席に関することや裁判所庁舎の工事に関する事など広範にわたるものであり、文書を特定するために十分な情報とはいえず、開示を求める司法行政文書が特定されているとはいえない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月17日 審議
- ④ 同年12月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出の特定に関する経緯として、和歌山地方裁判所は、本件開示申出書の記載のみでは開示を求める司法行政文書を特定することができなかったため、苦情申出人に対して本件補正の求めを送付し、開示を求める文書を特定するよう補正を求めたところ、本件補正書が提出されたが、これによっても、なお開示を求める司法行政文書を特定するに至らなかったことを説明する。これらの本件開示申出書の記載内容、本件補正の求めの内容、本件補正書の内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長が、本件開示申出につき、不特定を理由に不開示とした原判断に不合理な点はないとした判断は、相当といえる。

苦情申出人は、本件開示申出文書が十分に特定できる旨主張するが、最高裁判所事務総長の説明の要旨2に記載のとおり、苦情申出人の指摘する情報は未だ文書を特定するために十分な情報とはいえず、本件開示申出書及び本件補正書の記載によって、本件開示申出文書を十分に特定することができないとした原判断が相当であることは前記のとおりである。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかったと認められるから、妥当であると判断した。

なお、本件開示申出は、その内容に照らすならば、苦情申出人（開示申出人）本人が関係した特定の事件に関する司法行政文書の開示を求める趣旨であった可能性がある。そして、仮にこのような場合であれば、保有個人情報の開示申出としてされていれば、当該申出人に関する情報であるとの限定が付されることにより、特定に資する面があったものと思料する。そのため、本件開示の申出を受けた裁判所としては、苦情申出人に対し、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱に基づく開示の申出について教示することなどを検討することが望ましかったことを付言する（令和2年度（最情）答申第54号参照）。

#### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

## 別紙 1

特定年月日タイホされ その後のさいしゅうキソが特定年月日、であり、その後にて、裁判所での工事した日や内容や金額、たとえばぼうちょうせきの数や車（私や夫や入る）所に、シャッターをつけた件 かいだんに、しょうがいしゃようスロープを1－3階までしたこと 初公判日の件、全て、公判日の、出席者、の増員等全て、たとえば男の人がぼうちょう席の方をむいてすわっていたこと、被害者席や増席したこと、いたったけいいの書面全ても含む 判決日に被害者（ぼうちょう人の）らに判決文のコピーを私より先に交付したが、このようにいたった書面 カメラせっちのりゆうやひよう この全てにかんするしょめん、ひようも含めての謄本の交付を申請します。

- ・ 拘置所にての特定年月日、外の病院への許可とした全てのしょめん
- ・ 弁護上の全ての選任届出とじ認届出書面の謄本

## 別紙 2

特定年月日タイホされ、特定年月日特定事件でキソされ裁判所にて、公判への準備の書面全の開示を申出ます。

全ての公留開示裁判への準備、ぼうちょうへの準備やぼうちょう席のこと、マスコミ等記者わく、いっばんわく、席数が、受付じかんやちゅうせんとうせんしゃや人数、特定の判決日（まで、含めて）も含めて全ての書面です。公事した日時やひょう、ぼうちょう席を○人より○人に工事をしたとか、公判でのビデオ画面のせっち 工事のひょう 特定の判決日、コピー書面（判決文の）ぼうちょう席の被害者らに、私より先に交付するとした件、収容者の待合室のトイレやカーテンのせっちや、シャッター（電動）のせっちや、1～3階まで、スルー（身障者用）せっちや全てのひょう、公留開裁判の人数（希望者）とぼうちょう許可人数とう、公判も全ての分の開示を申出ます。公留開示裁判にて裁判所しょくいんが不正に、マスコミにカメラを交付した件の調査書面の全て、その後きびしき手荷物検査とした書面費用

A、Bの2人の公判証言のイスが「車いす」になっていた こうにゆう日やひょうの全ての書面、工事や人数、等、第1回公判のちゅうせんばしょの確保や、増員数やひょう、ちゅうせんかいしじかん、とうせん人数や、希望人数、毎回の記者席の氏名と人数、被害者、遺族席の人数、全ての公判分の書面の開示申出です。